

< 共同声明 >

徳島県内の大学・高等専門学校での軍事研究に反対する

来年度の予算として防衛省の「安全保障技術研究推進制度」に満額の110億円が決まった。2015年度の3億円、2016年度の6億円からの大幅な増額である。これについて幾つかの問題点を指摘し、徳島県内の大学・高等専門学校における軍事研究に反対することを表明する。

まず、軍学共同を考えている研究者は、研究費の不足を安全保障技術研究推進制度により解消しても、それは研究者としての人生を狂わせるものであることを知るべきである。防衛省は、原則公開やデュアルユースなどのソフトな語り口で軍事研究に誘いかけている。だが、行き着く先は独善的な御用学者に墮することである。研究結果の発表には防衛装備庁の同意なり承認を得ることが必須であり、それは秘密研究・特定秘密に結びついていく危険性が高い。その結果、研究成果を研究者仲間に知られないまま学会からは消えてゆく運命にある。また、採用されるような応募書類を書くことになり、防衛省に媚びる軍事技術にのめり込む思考回路にはまりこむ可能性も否定できない。心身ともに軍事研究に染まっていくのである。採択が決まった大学教員は、その研究に学生や院生を巻き込んでいくことは必至であろう。これによって軍学共同を当然とする若手研究者が出現するようになり、大学は内部から蝕まれていく。

日本学術会議において「安全保障と学術に関する検討委員会」を立ち上げた大西隆会長は、私見としながらも、かつての決議を出した時期から条件が変わり、個別的自衛権のための基礎研究は是認されると繰り返し発言している。この言葉ほど空疎な言葉はない。学術の世界には「誰のための、何のための学問研究か」と守るべき学術の原点があり、それは世間や社会の条件変化とは無関係である。

さらに政府は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、立憲主義を踏みにじて安全保障関連法を成立させた。もはや防衛省の軍事研究は個別的自衛権の枠内に収まらない。ポーランドに侵攻したナチス・ドイツや、中国大陸において展開した日中戦争すら、軍事政府は「防衛戦争」といったように、侵略戦争すらも「自衛・防衛」の名で開始されたことを思い出せば、軍学共同の危険性や問題点がいっそう明らかになる。加えて2016年4月1日に閣議決定された政府答弁書では、「憲法は核兵器の保有及び使用を禁止しているわけではない」という驚くべき内容を含んでいる。このまま行けば核兵器開発の研究すら「自衛の名において」行いかねない。

私たちは今後、徳島県内の大学・高等専門学校において軍事研究に反対することを表明する。それは防衛省の「安全保障技術研究推進制度」に応募しないことをそれぞれの大学が決定するだけにとどまらず、大学として「平和宣言・平和憲章」などにより決意表明を行うことを要望する。

2017年3月14日